

## 令和4年度第9回杵築市農業委員会総会議事録

令和4年12月9日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会の開催にあたり 農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

4番 伊 東 孝 吉

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	本 多 泰 久	東	川 野 勝 彦	八坂	平 野 素 一
北杵築	渡 邊 幸 雄	東山香	松 田 司	山浦	岡 山 秀 徳
朝田	田 邊 正 義				

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	農地・管理係長	阿 部 清 伸
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 奎 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 43号	農地所有適格法人に係る要件適格届出について
議案第 44号	農地法第3条の申請について
議案第 45号	農地法第4条の申請について
議案第 46号	農地法第5条の申請について
議案第 47号	非農地証明願いについて
議案第 48号	農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について
議案第 49号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 50号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長	それでは、令和4年度第9回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	( 9時29分： 開始 )
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、[REDACTED] 委員と [REDACTED] 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より [REDACTED] 並びに [REDACTED] を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第43号から議案第50号までの8議案12件が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第43号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	「議案第43号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件について、下記の者より農地所有適格法人に係る要件適格届出書の提出があったので、これを承認することについて意見を求める。 番号1番、申請人、[REDACTED] 区、杵築市[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED]、法人設立、平成22年8月25日、資本金[REDACTED]万円。 事業は、1、農産物の栽培、2、農産物の加工及び販売、3、農産物の輸入及び輸出、4、農業環境保全に関する研究及び商品開発、5、農作業の受託業、6、農業生産資材の製造及び販売業、7、観光農園業、8、農業土木業、9、建築工事業、10、産業廃棄物の収集及び運搬業、11、産業廃棄物の処分業、12、前各号に付帯又は関連する一切の業務です。 構成員は、杵築市[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]歳、ほか[REDACTED]名です。 業務執行役員は、[REDACTED]、常勤と[REDACTED]、常勤です。 取得予定農地は、のちほど3条番号2番で出てきます。[REDACTED] 区の農地面積[REDACTED]m <sup>2</sup> を取得予定です。 補足説明です。現在、[REDACTED] の奥の方で[REDACTED] がおりまして、水耕栽培をしている隣の土地で、[REDACTED]さんは周辺で太陽光発電をやっております。その隣の土地も3ページの2番のですね、譲渡人の[REDACTED]さんが買ってほしいと言うことで、[REDACTED]社長も農業に興味があるとのことで、そこで[REDACTED]を栽培することです。[REDACTED]で、それを粉にして飲料会社に販売とのことで、ハウスを建ててこれからやっていきたいと言うことです。農林水産課にも確認したところ相談中と聞いておりますので、問題はないと思います。雇用人数は[REDACTED]人予定しております、地元雇用も考えているとの事でした。 以上です。
議長	只今、「議案第43号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第43号」「農地所有要件適格法人に係る適格届出について」は、農地法第2条第3項の規定により、農地所有適格法人としてこれを承認することにご異議ございませんか。

各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第43号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」はこれを承認することに決します。
議長	次に、「議案第44号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>事務局の█です。よろしくお願ひします。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>「議案第44号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があつたのでこれを許可することについて意見を求めます。</p> <p>番号1番、申請人、譲渡人、█区、█、█歳。譲受人、█区、█、█歳。申請の土地、大字█字█、地番█、地目、台帳、現況とともに█、地積█m<sup>2</sup>、ほか█筆、合計█筆の█m<sup>2</sup>です。譲受人の経営面積は、畑█haです。理由は、高齢のため、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、█農地委員より説明願います。
█委員	<p>おはようございます。現地確認を事務局職員2名と█委員、私と4名で行いました。ここは█から█方面に上がっていって、まだ奥の█まで上がっていったところです。事務局の説明どおり1と2の申請地は█を植えています。2は最近植えたような状況です。1の申請地は植えて8年ぐらい経つと言うことで、█さんがそこを買いたいと言うことで申し出たそうです。今後も█を栽培したいと、今回の申請に至ったとのことですのでよろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、█農業委員よりご意見があればお願ひします。
█委員	<p>おはようございます。先ほど█農地委員から話がありましたけど、こここの園地は、以前はミカンで構造改善を行った土地であります。今現在は、みかんの園地は全くありません。この一部の所を█さんが方が█をしたいと言うことで、今後については、█の6次化を図り、化粧水にもなるとのことで、そういう形で作っていきたいとのことです。特に現地域は、廃園が増えてきてはいますが、今後については█を作つて頑張っていきたいとのことでありますので、十分ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準です。高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を既に耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。</p> <p>譲渡人の所有農地は、これ以外に█aありますが、順次整理をしていきたいとのことです。</p> <p>また耕作作物としては、█を栽培するとのことです。</p> <p>続いて、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひつかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、█さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しま</p>

	した。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、[REDACTED]区、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m <sup>2</sup> 。合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m <sup>2</sup> です。譲受人の経営面積は、ありません。理由は、清算のため、農業開始のためです。 以上です。
議長	2番について、[REDACTED]農地委員より説明願います。
[REDACTED]委員	みなさん、おはようございます。図面につきましては資料の4ページ、5ページになります。11月16日に[REDACTED]農業委員と事務局職員2名と、私と4名で現地確認を行いました。この土地につきましては前回の総会でも出たようありますが、[REDACTED]の[REDACTED]区であります。[REDACTED]から左折し約4km行きますと[REDACTED]がありまして、そこから行くところであります。先ほど事務局より説明がありましたが、今回[REDACTED]の清算と言うことで、譲渡人であります。譲受人については、[REDACTED]さんが、農地所有適格法人に係る要件を満たした上で、売買することですので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	2番について、[REDACTED]農業委員よりご意見があればお願いします。
[REDACTED]委員	只今、[REDACTED]農地委員から説明があったとおりです。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。譲渡人は、現在[REDACTED]で、農地の管理ができない状況です。売却先を検討している中、法人の活動を杵築市に拠点を移し、新たに農地の取得を考えていた譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回の申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外に[REDACTED]aありますが、順次清算していくことです。 なお、今後の耕作作物は、[REDACTED]を栽培することです。今回、法人での取得ということになりますが、先ほどの議案第43号にて、農地所有適格法人であると、承認されましたので、特に問題ありません。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひつかかる点はありません。 以上のことから、[REDACTED]の農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、譲渡人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m <sup>2</sup> 。合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m <sup>2</sup> です。譲受人の経営面積は、畠[REDACTED]a。理由は、高齢のため、相手方の要望です。

議長	3番について、[REDACTED] 農地委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	おはようございます。地図は6ページと7ページになります。11月16日に事務局職員と現地確認を行いました。申請地は、前回の総会で申請のあった[REDACTED]です。場所は[REDACTED]を[REDACTED]から[REDACTED]に向かって500mの所に[REDACTED]の看板があります。看板を左に300m進んだ先が[REDACTED]です。申請のあった土地は、[REDACTED]の駐車場の隣接地であります。土地は畠として管理されており、特に問題はなく、また以前より[REDACTED]さんが管理しているとのことです。今回、[REDACTED]さんとの話し合いの中で、売買の話がまとまったことで申請がありましたので、どうぞよろしくお願いします。
議長	3番について、[REDACTED] 農業委員よりご意見があればお願いします。
[REDACTED] 委員	おはようございます。今、農地委員の[REDACTED]さんの説明どおりです。先月もこの話がありまして話がまとまれば買いたいとのことでしたので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準になります。</p> <p>高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を既に耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。今後の耕作作物としては、[REDACTED]や野菜を栽培するとのことです。法人での取得ということになりますが、先月総会の議案第37号にて、農地所有適格法人であると、承認されましたので、特に問題ありません。</p> <p>また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、[REDACTED]の農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第44号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第44号」「農地法第3条の申請について」は、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第44号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第45号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>事務局の[REDACTED]です。よろしくお願いします。</p> <p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>「議案第45号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申</p>

	<p>請があつたので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、土地所有者、■区、■歳、■。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m<sup>2</sup>、ほか■筆、合計■筆の■m<sup>2</sup>。申請内容、農地嵩上として。申請理由、周辺の土地と比べて50cm程低く水もたまりやすいため、周辺で行う予定の公共工事（道路改良工事）の際に発生する残土を受け入れ、土地を50cmほど嵩上げしたい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■農業委員より説明願います。
委員	<p>おはようございます。場所は、■から■に八坂川の■の手前の八坂川の■を左に曲がりまして約80mの所です。実際見たところ50cmほど低くて、雨水が溜まりやすい。以前は田んぼをしていたのですけども、トラクター等がぬかるんで良くないとのことで嵩上げをして畑にしたいそうです。ここに書いてありますように費用等が公共工事の残土などを使うため発生しないと言うことあります。以上のことによろしくお願ひします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>土地所有者の■さんは平成19年に相続により農地を取得しましたが、高齢になったこともあります、数年前から休耕中となっています。</p> <p>今回は申請地が周辺の土地と比べて50cm程低く水も溜まりやすいため、周辺で行う予定の公共工事である、■道路改良工事の際に発生する残土を受け入れ、土地を50cmほど嵩上げするための工事に伴う一時的な転用になります。</p> <p>まず、立地基準です。</p> <p>申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>本件は工事期間中のみの一時的な転用であることから、農業振興地域からの除外については不要となります。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■・■・■、東側は■、南側は■を挟んで■、西側は■にそれぞれ接しており、一時転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■筆■m<sup>2</sup>に、周辺で行う予定の公共工事の際に発生する残土を受け入れ、土地を50cmほど嵩上げする計画です。</p> <p>工事期間は、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの約3ヶ月を予定しており、日出水利耕地事務所及び■との協議も済ませていることから転用は確実と見込まれます。</p> <p>また、一時転用期間終了後は、農地として使用できる状態で速やかに引き渡すことについても確認済みです。</p> <p>排水計画につきましては、東西の素掘り側溝を経由して南側の農業用水路に接続する予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、公共工事の残土を受け入れて土地の嵩上を行うため、費用は発生しません。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考</p>

	えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第45号」「農地法第4条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第45号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第45号」「農地法第4条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第46号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書5ページをお開きください。</p> <p>「議案第46号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があつたので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、■区、■、■歳。転用者、■区、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m<sup>2</sup>、合計■筆の■m<sup>2</sup>。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在、家族■人でアパート暮らしであるが、将来を見据えて父が所有する実家近隣の申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■農地委員より説明願います。
■委員	おはようございます。11月18日に事務局職員2名と■農業委員と私の4名で現地確認をいたしました。南向きのいい土地であります。排水は道路の北側に流れている側溝に流すそうです。ご検討をお願いします。
議長	1番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。
■委員	今ありましたように排水は道路の側溝に流すそうです。そして下になると思いますが崖と言ふか土手になっている所を少し削って家を建てるそうです。4ページの図を見てもうとわかるのですが倉庫のような建物は残してその申請地の所に住宅を建てるそうです。余った所は、駐車場にしたいそうです。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>転用者の■さんの職業は■で、現在は杵築市内のアパートに家族■人で暮らしています。転用の目的は、将来を見据えて父が所有する実家近くの申請地に住宅を建築し居住することです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにな</p>

	<p>いか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、実家から近いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は公衆用道路を挟んで■、東側は■及び■、南側は■・■・■、西側は■・■にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>新築計画につきましては、申請地■筆■m<sup>2</sup>に、1階床面積■m<sup>2</sup>、約■坪の一般住宅を計画しています。</p> <p>工事期間は、令和5年2月25日から令和5年7月10日までの約5ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、雨水・宅内排水とともに北側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、融資及び自己資金で賄うようです。金融機関から発行された融資可能証明書及び預貯金通帳の写しが添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第46号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第46号」「農地法第5条の申請について」は、農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第46号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第47号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書6ページをお開きください。</p> <p>「議案第47号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■、■、申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m<sup>2</sup>、ほか■筆、合計■筆の■m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、■から■の■筆については、申請者の父が昭和49年に農地法第4条の許可を受けて、昭和50年にアパートを建設したが、地目変更を失念しており許可書も紛失しているため、非農地として申請するもの。■については、上記のアパートを建築する際に一緒に造成してしまったとのことです。</p> <p>以上です。</p>

議長	1番について、[REDACTED] 農地委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	おはようございます。11月16日に [REDACTED] 農業委員ならびに事務局2名と現地確認を行いました。地図は5ページならびに6ページになります。申請地は市道の [REDACTED] から [REDACTED] に向かって行った所に面し、[REDACTED] の [REDACTED] に入る市道にも面しております。申請者の父が許可を受けて昭和50年にアパートを建設しましたが、老朽化が激しいため取り壊されまして現在はさら地となり雑種地の状態であります。市道に面した部分の [REDACTED] を含め非農地証明が出されていますのでよろしくご審議をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。
議長	1番について、[REDACTED] 農業委員よりご意見があればお願ひします。
[REDACTED] 委員	おはようございます。今、[REDACTED] 委員さんが言われたとおりで、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を11月16日に、[REDACTED] 農地委員、[REDACTED] 農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、昭和52年及び昭和54年に相続により申請地を取得しています。申請者の父が、昭和49年11月に分筆前の [REDACTED] の土地に対して、農地法第4条の許可を得て昭和50年11月頃にアパートを建築しましたが、建築後の地目変更を失念しており許可書も紛失している状態です。お手元の非農地証明書発行基準一覧表をご覧ください。本案件は、過去に転用許可を得ていることから、非農地証明書発行基準第2の2に該当するため、今回、非農地での申請となりました。[REDACTED] については、アパート建築の際に一緒に造成してしまったとのことで、土地所有者からの始末書が提出されています。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の2及び2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に売却予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請者、大分市、[REDACTED]、申請の土地、大字 [REDACTED] 字 [REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積 [REDACTED] m<sup>2</sup>、ほか [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆の [REDACTED] m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請地の状況は原野及び山林で、転用又は耕作放棄された理由は、谷間にある棚田であり、日照不足による生育不良、度々の用水不足により、昭和60年頃から止む無く耕作を断念した。その際に父が杉の木を植林し、現在は雑木や雑草が生い茂ってしまったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、[REDACTED] 農地委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	おはようございます。11月18日に [REDACTED] 農業委員、事務局職員2名と私の4名で現地確認を行いました。申請地は [REDACTED] の豊後高田線を [REDACTED] から [REDACTED] へ3.5kmほど北上した [REDACTED] 周辺になります。申請者は、相続により土地を取得しましたが、相続時点で市外に在住しており現在管理ができない状態です。非農地と言うことで問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長	2番について、[REDACTED] 農業委員よりご意見があればお願ひします。
[REDACTED] 委員	おはようございます。今、[REDACTED] 農地委員が言ったとおりでありますけど、将来的には売却予定で転用したいと言うような話になっておりますので、ご審議をよろしくお願ひします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を11月18日に、[REDACTED] 農地委員、[REDACTED] 農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、平成7年に相続により申請地を取得しています。昭和60年までお米を作っていましたが、日照不足や度々の用水不足により耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。[REDACTED] から [REDACTED] までの[REDACTED]筆については、昭和60年頃に申請者の父が杉の木を植林してしまったとのことで、土地所有者からの始末書が提出されています。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に現状のまま管理し、宅地と併せて購入してくれる方を探す予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第47号」「非農地証明願いについて」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第47号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第47号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第48号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>7ページをご覧ください。</p> <p>「議案第48号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」。</p> <p>農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について、平成28年8月30日付の杵築市農業委員会告示第22号に基づき、下記の農地について区域指定をしてよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積 [REDACTED]m<sup>2</sup>、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の [REDACTED]m<sup>2</sup>です。杵築市空き家バンク登録番号 [REDACTED]番。宅地地番、杵築市大字[REDACTED]字[REDACTED]。宅地面積は [REDACTED]m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[REDACTED] 農地委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	みなさん、おはようございます。11月14日に [REDACTED] 農業委員と私、事務局2名で現地を確認いたし

	<p>ました。■から約1km行った所で、申請地の反対側に■と言う■があります。その反対側の少し高台になる所ですが、空き家バンクの登録した家がありましてそれと附隨する農地を指定していただきたいとのことで、話をしました。司法書士の■さんが立会のもと話をしました。9ページですが、申請地は空き家バンクの家の周りにありまして、一緒に買いたいということあります。そのバンクの空き家は茨城県の■さんと言う女性の方が購入されると伺っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■農業委員よりご意見があればお願ひします。
■委員	■農地委員の言うとおりです。ご審議をよろしくお願ひします。
議長	指定理由について、事務局より説明願います。
事務局	<p>空き家に附隨した農地の区域指定については、今回が21回目の案件となります。</p> <p>申請者は、市外に在住しており、農地の管理が難しいため、空き家と合わせて農地を売却するとのことで、今回の申請となりました。空き家の場所は、図面の3条位置図、「規則第17条第2項を適用する区域」の星印で囲んでいる場所となります。</p> <p>また、農地の場所は、空き家に隣接しており、新規就農に際し、充分耕作可能な面積であり、管理に関しては問題ないと思われます。また、購入予定者は、県外在住の方と聞いております。</p> <p>今後の流れとしては、総会許可後、区域指定の公告をした後に、3条申請が提出される予定となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第48号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第48号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第48号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」は、申請の農地を区域指定することに決します。
議長	次に、「議案第49号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>「議案第49号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求めます。</p> <p>ア、利用権の設定です。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■区、■、借人、大分市、大分県農業農村振興公社、申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m<sup>2</sup>、ほか■筆、合計■筆の■m<sup>2</sup>です。設定期間は、■年新規で、借人の経営面積は、公社のためありません。</p>

	<p>以下、同じ借人の場合は、借人の名称・設定期間・経営面積は省略させていただきます。</p> <p>番号2番、申請人、貸人、[区]、[町]、申請の土地、大字[字]、地番[番地]、地目、[目]、地積[m<sup>2</sup>]、ほか[筆]、合計[筆]の[m<sup>2</sup>]です。</p> <p>今回、大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計[筆][m<sup>2</sup>]となります。</p> <p>また集積計画(案)の総数につきましては、貸し手農家数[戸]、借り手農家数[戸]、利用件の設定面積先ほど同様[m<sup>2</sup>]となります。</p> <p>なお、補足になりますが、番号1と番号2番の土地につきましては、中間管理機構である公社を通じて、9ページの利用配分計画(案)の[区]の[さん]に貸付ける予定の土地となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第49号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第49号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第49号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第50号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書9ページをご覧下さい。</p> <p>「議案第50号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画(案)に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社。借受人、[区]、[町]。対象農地は、杵築市[町]、[筆]m<sup>2</sup>です。詳細は、次の10ページの農用地貸付調書をご覧ください。</p> <p>対象の農地は、先ほどの集積計画(案)の8ページの番号1番と番号2番になります。今回[さん]さんが認定新規就農者として、認定されたことから、以前から耕作していた土地を、中間管理機構を通じて、改めて利用権設定をすることになったとのことです。借受期間は、集積計画と同様、[年]、耕作作物は、白ネギ、スイートコーンです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第50号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」に事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第50号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとすることにご異

	議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第50号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、意見なしとして報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。
	(10時24分：終了)

令和4年12月9日

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

会長

印

印

印